2. 国への制度提言

【制度提言の評価区分について】

| 評 価:◎・・・提言どおり措置(=提言・要望を行わない) | 評 価:○・・・ほぼ提言どおり措置 | 評 価:△・・・一部措置されたものの不十分 | 評 価:×・・・措置されず

(=引き続き提言・要望を行う)

(1)地方財政制度

番号	項目	提 言 内 容		提言及び実現の状況	担当部局•室課
1		〇税源移譲に向けての抜本的な税 制改革に着手すべき [提言先 総務省]	 ◇ 大阪府をはじめ、地方は、これまでも税源移譲や地方交付税の総額確保について国に求めてきました。 ◇ 平成22年度の地方財政は、18.2兆円の財源不足で、過去最高の額となっています。この財源不足を解消するため、単年度の措置として、国と地方が折半して補てんするルールの適用などにより、地方は7.7兆円の時時財政対策信を発行することとしています。 		総務部財政課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局 字室課
2	国と地方の役割分担 を踏まえた権限・財 源・責任の明確化	〇ナショナル・ミニマムの全額国負担化 化 〇ローカル・オプティマムの財源は原 則地方税 [提言先総務省]	(ナショナル・ミニマムの全額国負担化) ◆ 権限・財源・責任の明確化という観点から、ナショナル・ミニマムにあたる義務的な事務については、国が全額を負担する制度とすべきです。 (ローカル・オプティマムの財源は原則地方税) ◆ ローカル・オプティマムにあたる、地方の最適水準のための仕事の財源は、原則地方税で賄うべきです。そのためには、税源移譲による地方税の充実が求められます。 ◆ なお、税源移譲の対象税目については、偏在性の低い地方消費税を中心に検討すべきと考えます。	(改革後の財源のあり方) 評価: X 【国に対する提言の実施状況】 ・21年12月に設置された地域主権戦略会議において、ひも付き補助金の一括交付金化とあわせ、ナショナルミニマムへの全額国庫負担制度の導入等の提言を行った。 ・第3回以降の地域主権戦略会議においても、国と地方の役割分担を明確にし、それぞれの権限・財源・責任で施策を実施するとの観点から、広域地方政府と基礎地方政府の役割分担や、一括交付金の制度設計に当たっての課題提起などの提言を順次実施している。	
		〇地方交付税は、引き続き地方の必要額を確保 [提言先 総務省]	 ◇ ナショナル・ミニマムへの国の全額負担制度の導入は、地方交付税の減少に直結させるべきものではありません。ナショナル・ミニマムに関しての国の全額負担後も、十分な税源移譲がなされるまでの間は、地方固有の財源である地方交付税についてはその必要額を確保していく必要があるものと考えます。 ① 恒常的な地方財源不足の解消(平成22年の財源不足の解消(平成22年の財源不足額は過去最大の18.2兆円) ② 今後、さらなる財政需要の発生が見込まれること・臨時財政対策債の償還に要する経費等の累増・老朽化した社会資本への対応(※1) など ③ 財政力格差是正の必要性(※2) (※1) 高度経済成長期に建設された橋りょう等、既存の都市基盤施設の老朽化がすすんでいることから、今後発生する維持管理や更新のための巨額の費用についても、適切に地方財政計画に所要額を計上していく必要があります。 (※2) 一般的には、税源に偏在があるため、税源移譲によって地域間格差は拡大します。 	【制度の改善状況】 ・23年度新設された地域自主戦略交付金については、各省庁の交付金等に移行され、廃止されることとなったが、こうした交付金の今後のあり方は不透明な状況。引き続き、国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化に向けて国に対して提言していく。 ・今後も、全国知事会等を通じて、地方税財源の充実を求めていく。	総務部財政課
		〇国と地方の協議による早期具体化 [提言先 総務省]	 ◇ 国は、今般、「地域主権戦略大綱」を策定しましたが、地域主権確立のため、地方税財源の充実確保について、真摯に取り組まれることを求めます。 ◇ なお、具体的な制度設計については、国と地方の協議の場などで、国・地方が対等の立場で協議・調整しながらすすめるよう求めます。 		